

第1章 基本的な考え方

1 国の動き

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16（2004）年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下、「基本法」といいます。）が制定されました。

また、基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「犯罪被害者等基本計画」（以下、「基本計画」といいます。）が、平成17（2005）年12月に閣議決定され、現在、「第4次基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」に基づき、施策が推進されています。

2 県内の動き

平成14（2002）年4月に宮崎県弁護士会において犯罪被害者支援委員会が発足しました。その後、弁護士会と警察との間で連携が整う中で、平成15（2003）年2月に宮崎県警察本部と宮崎県弁護士会犯罪被害者支援委員会との間で国内初の「犯罪被害者支援連絡会協力体制」の合意書が締結されました。その後、平成16（2004）年2月に社団法人「宮崎犯罪被害者支援センター」（現在の公益社団法人「みやざき被害者支援センター」）が設立され、同年4月に業務開始となったほか、宮崎県警察本部、宮崎県弁護士会、みやざき被害者支援センターの3者の間で「犯罪被害者支援連絡会議運営協定」が締結される等、基本法の制定前から犯罪被害者支援に関する態勢整備が行われてきました（なお、「みやざき被害者支援センター」は、平成17（2005）年11月17日に、宮崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました）。

県では、平成17（2005）年1月に策定した「宮崎県人権教育・啓発推進方針」において、犯罪被害者等の人権を重要な人権課題の一つとして位置づけ、施策の方向性を明らかにし、関係機関等と連携を図りながら、犯罪被害者等支援に取り組んできたところです。

また、平成28（2016）年7月に性犯罪・性暴力被害者のためにワンストップで支援することを目的とした「性暴力被害者支援センター・さぽーとねっと宮崎」が設置されました。

今般、充実した支援を行うため、令和3（2021）年7月に「宮崎県犯罪被害者等支援条例」（以下、「県条例」といいます。）を制定し、施行しました。

なお、県内の市町村では、令和3（2021）年4月に木城町において、「木城町犯罪被害者等支援条例」が施行されています（令和4（2022）年4月1日から三股町において「三股町犯罪被害者等支援条例」が施行されます。また、日向市においても、条例制定に関する議案が提案されています）。

3 位置づけと期間

- (1) この計画は、基本法第5条及び県条例第9条に基づく計画です。
- (2) この計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、計画の期間中であっても、社会状況の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

4 基本方針

この計画は、県条例第3条に定める次の基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を推進します。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

5 重点課題

この計画は、次の4つの重点課題を掲げ、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。

- 第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組
- 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 第3 損害回復・経済的負担の軽減への取組
- 第4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組

6 推進体制

この計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえ、庁内において各部署が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体と役割分担を確認し、相互に協力及び連携を図りながら、施策を進める必要があります。

庁内の関係課で構成する「宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議」、県内の関係機関や団体で構成される「宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会」及び県内各地域の「警察署犯罪被害者等支援連絡協議会」と連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく、県内すべての地域において同等の支援が受けられる体制を整備します。

(1) 宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議

犯罪被害者等を多面的に支援するため、知事部局における連絡・協力及び意見調整等を目的として設置しています。

(2) 宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会

行政機関及び民間団体等との相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえた犯罪被害者等支援活動を効果的に推進することを目的として設置しています。

(3) 警察署犯罪被害者等支援連絡協議会

各警察署単位で地域の実情に応じて、警察署、市町村、学校、医療機関、弁護士会等の関係機関で組織する支援協議会を、県内13警察署に設置し、情報交換等による地域レベルでの連携体制を構築しています。

犯罪被害者等に対する支援のイメージ

